

台風時における倒木等の応急措置の協力に関する覚書

平成 31 年 3 月 26 日
庁 議 資 料

狛江市（以下「甲」という。）及び緑水会（以下「乙」という。）は、台風（強風）時における倒木等の応急措置に関する乙の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 この覚書は、狛江市内において、強風の発生が予見される台風時（以下「台風時」という。）における倒木等の応急措置の協力（以下「協力業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、台風時に乙に対して協力業務の実施を要請することができる。
2 乙は前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請に応えるものとする。

（協力内容）

第 3 条 台風時において、甲が乙に対して要請することができる事項は、次のとおりとする。
（1）台風によって生じた倒木等の支障物の除去に関する事。
（2）緊急又は非常の事態に備えて待機すること。
（3）その他甲が必要と認めた業務に関する事。

（要請方法）

第 4 条 甲は、乙に対し第 2 条第 1 項の規定により協力業務の実施を要請するときは、口頭、電話又はその他の手段により要請するものとする。
2 前項の規定により、要請を受けた乙は、乙の会員に対し、速やかに指示、伝達するものとする。

（業務実施）

第 5 条 前条の要請により、派遣された乙の会員は、甲の職員の指示により協力業務を実施するものとする。

（報告）

第 6 条 甲は、協力業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を乙に報告するものとする。

（災害補償）

第 7 条 甲は、本覚書に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

（協議）

第 8 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に疑義が生じた場合は、甲・乙協議して解決を図るものとする。

（有効期間）

第 9 条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この覚書を締結したものとみなし、その後においても同様とする。

この覚書の締結を証するため、本覚書を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年 月 日

甲 狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長 松原俊雄

乙 狛江市中和泉三丁目2番15号
緑水会代表 白井昇

緑水会会員
狛江市中和泉三丁目2番15号
株式会社和泉園 代表取締役 白井真一

緑水会会員
狛江市東野川一丁目11番13号
株式会社植光 代表取締役 鈴木一光

緑水会会員
狛江市中和泉一丁目9番24号
有限会社絹山造園 代表取締役 絹山正夫

緑水会会員
狛江市東和泉一丁目27番15号
有限会社栗山造園 代表取締役 栗山淳一

緑水会会員
狛江市東和泉二丁目16番10号
株式会社小谷野造園 代表取締役 分道正

緑水会会員
狛江市中和泉三丁目2番9号
株式会社白井造園 代表取締役 白井恭男

緑水会会員
狛江市西野川一丁目3番15号
有限会社植直鈴木造園 代表取締役 鈴木一喜

緑水会会員
狛江市東野川四丁目19番6号
株式会社高木造園 代表取締役 高木生一